

ふれあい弁当について(利用者用)

一人暮らしの世帯や 75 歳以上の高齢者のみの世帯などに見守りを目的として、地域の方が月 2 回お弁当を配達します。

内 容

- 対象者 65 歳以上の一人暮らしの世帯
75 歳以上の高齢者のみの世帯
- 回数 月に 2 回
- 金額 1 回 150 円
半年分 (6 ヶ月) 1,800 円 (1 回 150 円 × 月 2 回 × 6 ヶ月分)
※生活保護世帯の方は、無料になります。

食べて頂く弁当は、1 個 税込み 515 円ですが、
市の助成により、150 円の利用料になります。
- 配達 民生委員児童委員・婦人会・食生活改善推進委員など
地域の方が、お弁当をご自宅にお届けします。
**配達時間は概ね 11 時～12 時頃の予定です、
留守にならないようにお願いします。**
- 申込 ご希望の方は、申込書にご記入の上、半年分 1,800 円を添えて、
民生委員児童委員にお申し込み下さい。
- その他
 - ・ 配達日に通院・外出などで留守になる場合は、弁当キャンセルの電話を **前日の夕方 5 時迄に** 社会福祉協議会 **(☎41-2361)** か **担当の民生委員児童委員** にご連絡
お願いします。
 - ・ キャンセルした分については、1 回分 150 円を後日まとめて民生委員児童委員を通じてお返しいたします。
(事前に連絡がない場合は、返金はいたしません。)

**※食中毒などの防止のため、
留守の場合は、お弁当はお届けできません。**